

監査委員公表第 725 号

令和 6 年 2 月 16 日付け監査第 836 号の行政監査の結果に関する報告に基づき、大分県知事、大分県教育委員会教育長、大分県人事委員会委員長及び大分県公安委員会委員長から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 15 日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長		野	恭	子
大分県監査委員	森			誠	一
大分県監査委員	守	永		信	幸

- 1 令和 5 年度行政監査テーマ 「提案競技の実施状況について」
- 2 令和 5 年度行政監査の結果に関する報告に基づく措置（令和 6 年 8 月 31 日現在）
 - (1) 概要 「措置済」86 件（うち、改善事項 77 件、検討事項 9 件）
 - (2) 措置の状況

報告における項目	監査の結果（要旨）	措置の内容及び監査対象所属
1 提案競技の採用や実施方法について (1) 提案競技の採用理由 (改善事項)	<p>（現 状） 提案競技の実施伺に提案競技を採用した理由及びその効果の記載がないため、組織として提案競技実施の妥当性について検討された過程が不明である。</p> <p>（改善事項 1） 提案競技の結果は、随意契約の根拠となるものであることから、提案競技の実施について組織として意思決定したことを明確にするため、実施伺に提案競技を採用する理由と期待される効果を記載すること。</p>	<p>今後の提案競技の実施に当たっては、実施伺に提案競技を採用する理由と期待される効果を明確に記載することとした。</p> <p>（県立工科短期大学校、香々地青少年の家）</p>
(2) 募集要項や仕様書等の作成 (改善事項)	<p>（現 状） 公告時の仕様書において、過去に実施した事業の継続性や発展性を考慮して提案をするよう定めているにもかかわらず、募集要項等に過去の事業実施内容等を示していないため、事業の受託実績がある事業者が有利な状況になっている。</p>	

	<p>(改善事項 2)</p> <p>多くの事業者を提案競技に参加させるためには、募集要項等において当該事業の受託実績がある場合のみ企画立案ができるような条件設定をすべきではない。新たな事業者が公平な参画機会を得られるよう、提案競技の募集に当たり応募に必要な情報提供を広く行うこと。</p>	<p>令和 6 年度の仕様書から過去の受託実績がないと企画立案できないような内容を削除した。また、提案競技の募集の際に、県のホームページだけでなく、アイネスが運用している女性活躍応援ポータルサイトにも、本提案競技の公示内容を掲載した。 (土木建築企画課)</p>
<p>(3) 関係マニュアル等の活用 (検討事項)</p>	<p>(現 状)</p> <p>実施事業者を選ぶプロポーザル方式と企画を選ぶコンペ方式の区別について、明確に認識していない所属が多くみられた。</p> <p>一方で、最も優れた提案者を選定するプロポーザル方式を採用しているにもかかわらず、「提案競技のてびき」の記述から、コンペ方式であると誤解している事例が確認された。</p> <p>「提案競技のてびき」においてプロポーザル方式とコンペ方式の違いについての記述が公共工事をベースにした表現になっているため、ソフト事業の例についても記載することにより、実施方式の認識誤りが生じにくくなるのではないかとの意見もあった。</p> <p>(検討事項 1)</p> <p>プロポーザル方式とコンペ方式の違いについて、「提案競技のてびき」の記載を具体例を交えた分かりやすい内容に見直すことや研修等を通じて周知徹底するなど、提案競技が効果的に実施されるような工夫を検討されたい。</p>	<p>プロポーザル方式とコンペ方式の違いについて、具体例を示すなど「提案競技のてびき」の内容を分かりやすいように修正した。修正後の「提案競技のてびき」について、職員向けの電子県庁ポータルサイトの様式集に掲示するなど周知徹底を図った。また、契約をテーマとした専門研修を通じ、プロポーザル方式とコンペ方式の具体的な手続等について職員の理解を深めるよう、引き続き取り組む。 (審査・指導室)</p>
<p>2 提案競技における公平性、透明性及び競争性の確保について</p>		

<p>(1) 事業者の募集 や選定手続 (改善事項) (検討事項)</p>	<p>(現 状) 監査対象 60 所属のうち 24 所属 (4 割) で応募が 1 者にとどまっ ており、複数の企画提案を比較し て最も優れたものを選定すると いう提案競技のメリットが活か されていない。 (検討事項 2) 複数の応募者による競争を確 保するため、「提案競技のてびき」 において、業務内容に応じた十分 な募集期間の設定や、周知方法の 工夫を促す記載を追加するよう 検討されたい。</p>	<p>より多くの者が参加できるよう、募 集のスケジュールについて、業務内容 に応じた企画案の作成期間を考慮し、 設定する必要がある旨を「提案競技の てびき」に追記した。 また、参加者を一般に募る場合、募 集要項の県ホームページへの掲載、県 政掲示板への掲示や関係団体を通じ た情報提供などにより、広く周知する 旨に記載を改めた。 (審査・指導室)</p>
	<p>(現 状) 提案競技参加資格の確認に関 する決裁が行われていないため、 組織として参加資格の確認が適 切に行われているかどうか曖昧 になっている。 (改善事項 3) 提案競技の応募者が参加資格 を満たしているかどうかについ ては、事業の担当者による確認だ けでなく、提案競技の実施前に参 加資格確認の決裁手続を行うこ とにより、組織として確認した経 緯を明確にすること。</p>	<p>今後は応募者が参加資格を満たし ているか担当者が確認の上、提案競技 の実施前に、参加資格確認の決裁手続 を行うよう徹底した。 (電子自治体推進室【電子自治体推進 課】、東部振興局、豊肥振興局、西部 振興局、おおいた創生推進課、国保医 療課、こども未来課、脱炭素社会推進 室【環境政策課】、私学振興・青少年 課【学事・私学振興課】、人権尊重・ 部落差別解消推進課、動物愛護センタ ー、経営創造・金融課、新産業振興室、 DX 推進課、先端技術挑戦課、雇用労 働政策課【産業人材政策課】、観光局 観光政策課、観光局観光誘致促進室、 大分高等技術専門校、地域農業振興 課、新規就業・経営体支援課、森との 共生推進室、審査・指導室、公務員課、 学校安全・安心支援課、義務教育課、 高校教育課)</p>

	<p>(現 状) 審査票の評点が鉛筆書きされており、改ざんを防ぐ措置が不十分である。</p> <p>(改善事項 4) ボールペン等で審査結果を記入することについて、審査要領や審査票様式に明記すること。</p>	<p>今後は審査要領や審査票様式にボールペンでの記入を行う旨を明記することとした。</p> <p>(県有財産経営室、国保医療課、脱炭素社会推進室【環境政策課】、食品・生活衛生課、防災局防災対策企画課、新産業振興室、観光局観光政策課、観光局観光誘致促進室、新規就業・経営体支援課、林産振興室、学校安全・安心支援課、九重青少年の家)</p>
	<p>(現 状) 各審査委員の審査票の原本を保存していないため、審査結果集計表に転記された内容に誤り等がなく真に審査結果をまとめた内容であるか確認できない。</p> <p>(改善事項 5) 提案競技の手続の透明性を確保するためには、審査過程における関係書類を確実に保存する必要があることから、今後は、各審査委員の審査票などの審査書類の保存を徹底すること。</p>	<p>令和 5 年度提案競技の審査票等の書類については全て保存した。今後は、「提案競技のてびき」等に基づき、審査書類等の適切な保存を徹底するとともに、所属内でチェックする体制とした。</p> <p>(森との共生推進室)</p>
<p>(2) 審査基準の設定 (改善事項) (検討事項)</p>	<p>(現 状) 審査に当たっての最低基準を設けていないため、特に応募者が 1 者しかない場合に選定の妥当性、客観性が担保されない。</p> <p>(検討事項 3) 最低基準を設定していない場合、低い評価点でも契約候補事業者に選定されるおそれがあることから、「提案競技のてびき」において、最低基準設定の必要性についての記載を追加するよう検討されたい。</p> <p>(現 状) 審査基準自体を公表していない。</p>	<p>「提案競技のてびき」に、評価基準について、審査の評価点が低い場合や、1 者しか応募がなく、その者が県の仕様を満たさない場合などの対応についても考慮して最低基準を設定しておく必要性について、例を示して追記した。</p> <p>(審査・指導室)</p>

	<p>(改善事項6)</p> <p>提案競技の公平性及び透明性を確保するとともに、所属が求める趣旨に沿った優れた提案につなげるため、審査基準及び配点を事前に公表すること。</p>	<p>今後は審査基準及び配点を事前に公表することとした。</p> <p>(広報広聴課、健康づくり支援課【健康政策・感染症対策課】、生活環境企画課、新規就業・経営体支援課、香々地青少年の家、九重青少年の家、生活安全企画課、交通企画課)</p>
	<p>(現 状)</p> <p>審査基準は公表しているが、審査項目ごとの配点を公表していない。</p> <p>(改善事項6)</p> <p>提案競技の公平性及び透明性を確保するとともに、所属が求める趣旨に沿った優れた提案につなげるため、審査基準及び配点を事前に公表すること。</p>	<p>今後は審査基準だけでなく配点も事前に公表することとした。</p> <p>(市町村振興課、うつくし作戦推進課【環境政策課】、自然保護推進室、人権尊重・部落差別解消推進課、防災局消防保安室、消費生活・男女共同参画プラザ、経営創造・金融課、新産業振興室、DX推進課、先端技術挑戦課、県立工科短期大学校、水田畑地化・集落営農課、おおいたブランド推進課、学校安全・安心支援課、義務教育課、高校教育課)</p>
<p>(3) 審査委員の選定 (改善事項) (検討事項)</p>	<p>(現 状)</p> <p>審査の公平性及び透明性を確保するとともに、高度な専門知識等が必要な提案に係る審査を行うためには、外部審査委員を加えることが望ましいが、審査委員が県職員だけで構成されている。</p> <p>(検討事項4)</p> <p>専門的な視点に基づく審査を実施するため、高度な知識や技術、経験を有する外部の有識者等を審査委員に加えることを検討されたい。</p>	<p>令和5年度から、全ての提案競技において外部の有識者を審査委員に含め、提案競技を実施している。</p> <p>(人権尊重・部落差別解消推進課)</p> <p>今後は高度な専門知識を要する提案等に係る審査を行う場合は、外部審査委員を加えることとする。</p> <p>(電子自治体推進室【電子自治体推進課】、感染症対策課【健康政策・感染症対策課】、地域農業振興課、審査・指導室、教育デジタル改革室)</p>
	<p>(現 状)</p> <p>外部審査委員から、提案競技応</p>	

	<p>募者と利害関係がない旨の誓約書を徴していない。</p> <p>(改善事項7)</p> <p>審査の公平性を確保するため、外部審査委員から提案競技の応募者と利害関係がない旨の誓約書を提出させること。</p>	<p>今後は外部審査委員から提案競技の応募者と利害関係がない旨の誓約書を提出させることとした。</p> <p>(健康づくり支援課【健康政策・感染症対策課】、障害者社会参加推進室、うつくし作戦推進課【環境政策課】、脱炭素社会推進室【環境政策課】、自然保護推進室、DX推進課、商業・サービス業振興課、森との共生推進室)</p>
	<p>(現 状)</p> <p>外部審査委員の所属団体と応募者が利害関係(委託契約関係)にあったが、誓約書についての理解が不十分であったため、当該委員に審査を依頼した。</p> <p>(改善事項8)</p> <p>審査の公平性に疑義が生じることがないように、外部審査委員の選定は慎重かつ適切に行うよう留意すること。</p>	<p>外部審査委員の所属団体と応募者が利害関係にある場合には、審査業務に当たれない旨を就任依頼の際に説明するとともに、応募締切り後に利害関係を再度確認することを徹底した。</p> <p>(先端技術挑戦課)</p>
<p>3 事業の履行確認や効果の検証等について</p> <p>(1) 契約手続に係る適正な事務処理</p> <p>(改善事項)</p>	<p>(現 状)</p> <p>プロポーザル方式において、企画提案内容を反映させず公募段階の大まかな仕様書をそのまま用いて契約を締結している。</p> <p>(改善事項9)</p> <p>企画提案内容の確実な履行を担保するため、契約締結に当たっては採用した企画提案内容を的確に反映させた仕様書を改めて作成すること。</p>	<p>今後は契約締結に当たって、企画提案内容を踏まえ仕様書の修正が必要なものについては、仕様書を改めて作成することとした。</p> <p>(新産業振興室)</p>

(注) 「措置の内容及び監査対象所属」欄の【 】内は、令和6年4月1日組織改編後の所属名である。